

語られ始めた日本人抑留体験

——オーストラリアとニューカレドニアを比較して——

永田由利子

はじめに

戦争による民間人の敵性外国人の抑留は、枢軸国・連合国双方で行われた戦時措置であることは周知の史実である。1941年、日本の宣戦布告により、連合国に住む日本人および日系人は敵国人として扱われることとなった。太平洋戦争中、日本の敵国になった国数は27カ国、そこに居住する日本人・日系人は56万人に上る。英連邦の自治領ではインドやマレーシア、シンガポールなどの地域でおよそ5,000人が拘束され、インドに抑留された。米国およびカナダ政府は、大掛かりな強制収容政策を推し進め、およそ112,000人の日系アメリカ人、及び22,000人の日系カナダ人を「強制転居」という名目で抑留した。南米においては、ペルー政府がアメリカ政府の指令により在留邦人約1,800人を強制収容し、アメリカ合衆国本土の収容所に移送した。オーストラリアは、国内で抑留された日本人・日系人1,141人だけでなく、近隣諸国で抑留された日系・日本人3,160人も受け入れた。収容人数は、最高時4,301人に上る。この中に本稿に登場するニューカレドニアの日本人も含まれるのである。また、オーストラリア国内組の中には、当時統治下にあったニューギニア在住の日本人34人も含まれる。

本稿のタイトルを「語られ始めた強制収容体験」としているように、アメリカ・カナダでの日本人・日系人抑留に関しては先行研究や体験記の蓄積があり日本にも紹介されているが、その他の地域での民間人の強制収容に関しては、まだ十分な研究がなされていない。本稿は、オーストラリアとニューカレドニアで抑留された日本人移民の歴史を概略した上で、この「抑留」がもたらした「家族離散」という戦争被害について考察する。

1. ニューカレドニア・オーストラリアの戦前日本人契約移民

まず始めに両地域への戦前の日本人移民について簡単に触れる。オーストラリアもニューカレドニアもほぼ同じような日本人契約移民労働に始まる日系コミュニティ形成が見られる。オーストラリア¹⁾においては、真珠貝採取業に従事する日本人が1880年代から現れ始めるが、正式に雇用された契約労働者として渡り始めたのは1883年からである。1888年には、真珠貝採取業に加え砂糖キビ農園にも日本人労働者が雇われ始めた。しかし、日本吉佐移民会社がオーストラリアへ日本人を本格的に送り始めたのは1892年からである。真珠貝採取業は木曜島、ダーウィン、ブルームなどのオーストラリアの北域に、砂糖キビ農園はクイーンズランド州に集中していた。この他、都市部にも19世紀末から日豪貿易を目的として渡航する日本人貿易商が現れるようになった。1901年時点で、3,602人の日本人がオーストラリアに居住し、その大多数は

真珠貝採取業や砂糖キビ農園で働く男子労働者であった。彼らは家族を伴わずに渡航していたために、日本人女性の数は少数であった。彼女らは、契約労働者以外のカテゴリーで入国した妻、もしくは密入国したいわゆる「からゆきさん」²⁾である。

オーストラリアは、1901年、連邦政府として初めて「国」の形をとった³⁾。その最初の議会で通った議案が白豪主義政策（移民制限法）である。それまで徐々に形成されてきた有色人排斥運動が立法化という形に至ったのである。この政策により、非ヨーロッパ系移民の定着型移民社会の形成は困難になっていった。1901年以降、日本人労働者の数は次第に減少したが、国家に有益な真珠貝採取産業⁴⁾に限っては移民制限の対象から外され、日本人契約労働者は引き続き一定数を持って入国が許された。開戦を迎えた1941年の段階でオーストラリアには外人登録をしている日本人（16歳以上）が1,175人居住していた。この中には、現地の女性と結婚して家族を持った者もいるが、その数は少数である。

一方、ニューカレドニアは、流刑地として1853年にフランスが占領し、島の開拓に多くの移民労働者を必要とした。仏領ニューカレドニアへの日本人契約移民⁵⁾は、日本吉佐移民会社によりオーストラリアと同時期の1892年、ニッケル鉱山夫として渡り始めた。その後、1919年まで合計5,575人が渡った。彼らは、鉱山が位置するティオヤ、ヤテ、コネ、クマック、ヤンゲンなど島の各地に分散して、コミュニティを形成していた。彼らもオーストラリアの契約労働者と同じように家族同伴が許されなかったため女性の渡航者数は限られている。また、カナダで見られたような写真婚などによる花嫁の集団渡航はなかった。ニューカレドニアの日本人労働者は、1911年に宗主国のフランス政府が日本と通商協定を結んだため、ニューカレドニアの日本人契約労働者はヨーロッパ人自由労働者と同等の居住権が認められ、契約終了後も引き続き居住することが出来るようになった。彼らは契約期間終了後、契約労働で蓄えた資本を自由に商売に投じ、大工、理髪業、農園芸牧畜業、商店経営、仕立屋など様々な業種に従事した⁶⁾。ジャワ人、カナック（メラネシア）人、インドシナ（ベトナム）人、ヨーロッパ人の現地の女性との結婚や同棲によって定住した日本人は、オーストラリアの日本人のケースよりも多かった。また、オーストラリアでは、白豪主義成立以前に帰化した日本人はごく僅かだが、ニューカレドニアでは、1939年時点で在住1,195人のうち24人がフランス国籍を取得していた⁷⁾。このように、ニューカレドニアの日系人社会は、オーストラリアと比べるとはるかに定着型移民社会を形成していたと言える。開戦の1941年におけるニューカレドニアの日本人数は1,445人だけだが、日本の四国ほどの面積の島でこの数は決して少なくない⁸⁾。1916年、日本人は全人口の5%を占めていた。特に首都ヌメアには、日本人が経営する商店が町のいたるところにあり、ヌメアの商業活動の中心的存在を担っていた。

2. 太平洋戦争による抑留

日本人抑留は、オーストラリアもニューカレドニアも日本の真珠湾攻撃直後、ほぼ24時間以内に全土で一斉に迅速に行われた。オーストラリアでは、非常に徹底した手法のもと、人種の偏見が色濃く出た政策が無差別に適用された。日本名を名乗る者に限らず、ある地域では中国人も間違えて連行された⁹⁾。この強硬な強制収容政策の背景には、オーストラリアが19世紀末

から長く抱く「黄禍」に対する恐怖が真珠湾攻撃により現実化したことなどが理由としてあげられる。また、1942年前半には、オーストラリアの北域が日本軍の爆撃を受け、在豪日本人に対する警戒が強まった。外国人登録をしていた在豪日本人の97%が抑留され、合計1,141人が収容所に入れられた。その中には、オーストラリア生まれの2世や現地妻も「日本人」として含まれていた。当時の英国の国籍法¹⁰⁾では、オーストラリアの市民は「英国臣民」と見なされ、父系優先主義に基づき、外国籍の夫と結婚した女性は外国人と見なされた。したがって、彼女らは開戦の際は、敵性外国人として抑留される予定であった。しかし、オーストラリア政府は開戦の前年、抑留政策の再検討を行い、日本人と結婚しているヨーロッパ系配偶者の抑留について特別考慮を行い、彼女らに英国籍の復活を認めた。これにより、彼女らは抑留対象外となった。このほか、オーストラリアで抑留されなかった日本人・日系人は、兵役についている2世とごく少数の例外¹¹⁾だけである。

ニューカレドニアでは、合計1,340人が抑留されたが、日本人でも塩田や菜園など島に不可欠な生産業に従事していた者は、逮捕されず軟禁状態でそのまま島に留まった。菜園従事者の場合は、開戦の翌年、遅れて収容された。総抑留者数1,340人のうち、息子が兵役についていた者やフランス国籍を取得していた216人は、ヌメア沖のヌー島の収容施設に残された。それ以外の抑留者1,124人は、300人前後のグループ4組に小分けされ、それぞれ12月22日、1月23日、2月26日にキャブ・デ・パルム号で、残りの221人は6月3日にクレマー号でオーストラリアに運ばれた。ヌー島からオーストラリアのシドニーまでの航海は三昼夜かかり、航海中のフランス兵の取り扱いはひどかったという証言が残っている。自由フランス当局の抑留者の取り扱いに関しては、抑留者からの事情聴取を経て、赤十字の視察報告書に記録されている。

ヌー島に残った抑留者たちは、戦争終結まで比較的平穏な生活を送った。彼らは、戦争が終わった後、妻子の元に復帰した。当時の様子を知る家族の話によると、収容施設には鉄条網もなく、かなりの自由が許されたようである。家族と別れてはいたものの、家族の面会や差し入れが許され、施設を訪れたアメリカ兵とトランプに興じることもあった。戦時下とは言え、ニューカレドニアは戦争から遠い存在だった。アメリカの海・空軍の日本への反撃基地となって以降、アメリカ兵が駐屯し、少し緊張感があったものの、一般現地コミュニティの反日感情は、それほど存在しなかった。しかし、戦時中は父親を連れて行かれ、島に残った現地妻と子どもたちの生活は一変し、働き手を失い生計を立てるのに苦勞した。

3. 収容所

ニューカレドニアから送られた抑留者はシドニー到着後、単身男性766人がニューサウスウェールズ州のヘイ収容所へ、242人が南オーストラリア州のラヴデー収容所へ、そして家族組と女性116人はビクトリア州のタツラに収容された。各収容所で、彼らはオーストラリア国内で抑留された日本人・日系人、そして蘭領インド諸島やニュージーランドから同じように送られてきた抑留者たちと合流した。オーストラリアの収容所に入れられた日本人の総数は最高時で4,301人にも上った¹²⁾。1942年8月には、非戦闘員を対象とした日英捕虜交換により、領事館関係者、駐在商社員、銀行員など867人が交換船でオーストラリアを離れた。さらに、1943年の4月と

7月には抑留者の再編成が行われ、戦前、商船に乗っていた船員や漁業・真珠貝採集に従事していた者が、民間抑留者扱いから戦争捕虜扱いに変更されることになり、ヘイ収容所に集められた。この再編成後、オーストラリア国内組みの抑留者は、真珠貝採取に携わっていた契約労働者が半数を占めていたため、約500人がヘイに移動した。ニューカレドニアの日本人でヘイに残ったのは6人のみで、そのほかの单身男子は全員南オーストラリア州のラヴデーへ移された。

オーストラリア政府は、ジュネーブ協定捕虜取り扱い規約に基づき、抑留者の取り扱いに注意を払ったため、抑留者の日常の生活に対する不満は少なかった。生活必需品その他最低限の生活は保証され、食糧も豊富で、柵内ではかなりの自由が許された。元日や天長節、紀元節ばかりでなく、1942年12月8日には収容所全体で日本の開戦一周年を記念する式を開くなど愛国的行事も盛んに行われた。オーストラリア側の管理本部は厄介な問題を起こさない限り、柵内の運営・行事にはあまり干渉せず、抑留者たちの運営委員会に委ねた。イタリア人・ドイツ人抑留者が脱走の企てや深刻化な内輪もめで管理本部を煩わせたのに対し、日本人はモデル・プリズナー（模範的捕虜）と評されるほどであった。抑留者たちの当初の不安や怒りは、比較的平穩無事な収容所生活のなかで次第に薄れていった。

ジュネーブ協定により、抑留者は労働を強制されることはなかったが、自発的に働くことはできた。日当はすべて1日1シリングであった。賃金が払われる仕事としては、農園、収容所の建設および改善、調理、仕立ておよび修繕、靴修理、薪割り、家畜飼育などがあつた。ラヴデーでは多くの抑留者が農園の仕事に携わった。収容者は、微々たる賃金でも働くことで気が紛れ、生活のリズムが保てたのである。

1945年8月15日、日本の敗戦のニュースが知らされ、翌16日、ラヴデーとタツラ収容所で、玉音放送¹³⁾が流された。抑留者の大多数は、日本の敗戦をそのまま受けとめて安堵する一方で、日本の敗戦を信じない勝ち組も現れ、彼らと敗戦を信じる人との間に感情的な対立がしばらく続いた。

4. 終戦から本国送還へ

終戦から3ヶ月後の11月15日、オーストラリアの収容所には3,268人の日本人抑留者がいた。オーストラリア政府は、アメリカ・カナダの日系人の戦後処理と歩調をあわせ、オーストラリア生まれを除く日本国籍保有者全員を日本へ送還すると発表した。国外組の抑留者に関しては、オーストラリア政府はそれぞれの政府の指示に従った。

オーストラリアは、日本人抑留者の残留と送還の判断は、特別国家保安法と当時の移民法（白豪主義）にしたがって合法的に行われた。オーストラリア生まれもしくはオーストラリア生まれを家族の一員に持つ家族は、オーストラリアに留まるか日本に行くかの選択肢を与えられたが、大半の日本人は強制送還されることとなった。オーストラリア国内組の抑留者には、高齢者の男性が多く、彼らは、日本への帰還を望まなかった。彼らの多くは、オーストラリア在住50～60年という元契約労働者で、戦前洗濯やホテルのコックなどで生計を立てていた。その一人、トガミ・セイゾー（65歳）は、在豪50年になり、戦前はシドニーで洗濯屋をしていた。アイルランド系の妻は抑留されず、戦争中は夫の代わりに商売を続けた。妻は政府へ嘆願書を

出し、夫の強制送還に抗議した。

夫は年齢的に日本での生活は無理でしょう。彼の健康状態、日本語の知識の不足、しかも日本には親戚や友人もいません。人生のほとんど全てを平和なオーストラリア人として過ごして来た夫を日本に送るといことは、きわめて不当な処置といふべきで、彼の人格や健康に苦難を与えることになるでしょう。¹⁴⁾

トガミは結婚していたため、本国送還を免れ、シドニーに戻った。しかし、モリ・ブンジのように正式に結婚をしていない者は、在留の願いを認められず送還された。モリはエバ・モアという女性と一緒に暮らしていた。エバは、嘆願書で次のように訴えた。

私たちは過去25年シドニーで一緒に商売をしています。「夫」はもう65歳で、家族の世話が必要になってきました。私は善良な市民で、日々一生懸命働いています。これからも一生懸命働き、家族の世話をしていきたいと思ひます。¹⁵⁾

モリは戦時中、特別国家保安法の下で敵性外国人として収容所に抑留されたが、戦争が終結したことにより「抑留」が解除され「在留資格」を失い、当時のオーストラリアの移民法（白豪主義）により、それ以降の居住は不法滞在と見なされたのである。

オーストラリア残留を選んだダーウィンの村上一家は、抑留中に父親を亡くしていた。母親は英国に帰化しており、息子や娘たちは全員オーストラリア生まれだった。息子のジョーは次のように回想している。

日本に行くかオーストラリアに残るかという決断は、今日では理解できないような一大決心という響きがありました。上級裁判官が裁判長を務める審査局は、私が思うに、日本へ行くよりオーストラリアに留まるように勧めたと思ひます。その理由ははっきり分かりませんが、多分純粋な人道主義からだと思ひます。¹⁶⁾

と言うように、モリ・ブンジのような場合を除いては、オーストラリア国内組みで家族がばらばらになったケースは少ない¹⁷⁾。以上のようにオーストラリアにおける日本人抑留者のほとんどは日本へ強制送還される一方、オーストラリアに残留を認められた日本人も厳しい審査を通過した者に限られていた。その結果、戦後、オーストラリアに再定住した日本人家族はわずか141人であった。

一方、オーストラリアの収容所で終戦を迎えたニューカレドニアの抑留者には、オーストラリアの例で示した日本への帰国またはニューカレドニアへの再定住という選択肢は与えられなかった。30人ほどの日本人抑留者が、オーストラリア収容所本部にニューカレドニアへの復帰の嘆願書を出した。しかし、既にフランス政府ニューカレドニア側が日本人全員の送還をオーストラリアに要請していたため、ほぼ全員が日本へ強制送還された。そのため、ニューカレドニアに家族を残した一世の父親たちは、家族の元へ戻れず、そのまま生き別れになってしまっ

たのである。

日本人の本国送還は、1946年2月に第一回引き揚げ船・光栄丸でツツラとラヴデー収容所の抑留者がメルボルン港から、翌月、第二回引き揚げ船大海丸でヘイの抑留者がシドニーから送還された。

5. 日本での再建

戦争によって荒廃し、貧困と失業が蔓延する日本に送還された抑留者たちのうち日本で家族や親戚・縁者と再会出来た者は、各自の土地で生活の再建を始めた。しかし、身寄りのない者や行く当てのない者は、生活の見込みが立つまで神奈川県金沢文庫の引き揚げ者センターに入った。日本を長く離れていた高齢者は戸籍が確認され、日本国民としての生活を再開したが、中には戸籍から抹消されている者もいた。当時の様子を知る引き揚げ者の話では、戸籍は簡単に復活させることができたという。外国生まれの二世・三世については、戸籍確認の出来た者は日本籍を取得し、そうでない者は外国人登録を行った。オーストラリアからの引き揚げ者で英語が片言でも使える者は、占領軍の基地でさまざまな職に就くことができた。ニューカレドニア生まれ二世の故甲斐マリ¹⁸⁾は、オーストラリアの収容所生活で英語を習った経験によって、米軍基地での事務職を容易に得ることができた。彼女は、当時の米軍占領下では戦勝国の「国民」でいた方が有利な点があったと言う。バスの無料乗車や列車は外国人用特別車両（現在のグリーンカー）の使用や米軍基地の売店での食品購入など、さまざまな特典があったと言う。甲斐マリの例のように比較的若い世代の引き揚げ者については証言が得られたが、高齢者に関しては、戦後の混乱期の日本社会をどう切り抜け、いかに社会復帰していったかについての実態は、まだあまり明らかにされていない。

6. 離散したニューカレドニアの日系家族

オーストラリアから日本に強制送還された父親の中で、戦後、再入国を果たすことが出来たのは、ごくわずか¹⁹⁾である。アミカルジャポネ（日本親善協会）²⁰⁾の現会長のローズマリー・タケの祖父辻竹雄は、再入国を果たした一人である。辻は、元ニッケル鉱山夫で契約終了後ヨーロッパ系カレドニアの女性と結婚し、ヌメアに定住したが、抑留されオーストラリアに収容された。戦後、郷里の熊本に戻ったが、娘アリスが渡航費を工面し、61歳で1953年にニューカレドニアに戻った。辻は、老後を孫たちに囲まれ85歳で生涯を閉じるまでヌメアで静かな老後生活を送った。沖縄出身の土地善次郎の場合も、12人の子どもたちお金を出し合って、送還から8年後に父親を呼び戻した。上地も鉱山夫としてニューカレドニアに渡り、その後、高瀬貝採集、理髪店、コーヒー栽培、雑貨商などを転々とした後、東海岸のポネリワンという町に土地を買って、ホテルを経営していた。それが軌道に乗り始めたころ戦争がはじまり、財産はすべて失った。上地は戦後帰島してからポネリワンでそのホテルを買戻し、レストランとホテルを経営し、孫48人、ひ孫38人に囲まれ1982年90歳で亡くなるまで平和に暮らした。

ニューカレドニアに戻った父親が少ないのは、「手続きの困難や旅費の高さ、時には追放され

た国に戻ることへの拒否反応もあった」と歴史家パロンボは述べている。また、ニューカレドニアに家族がいるのにも関わらず、日本で再婚し新しい生活を始めた者もいた。前述したように、日本を離れて久しい父親たちにとって戦後の混乱した日本社会への復帰は容易ではなかった。カナック（メラネシア）の女性と結婚し5人の子どもがいた日比生善吉は、1962年、家族宛に初めて書いた手紙で次のように状況を書いている。

私は日本へ帰国後一生懸命働きました。同時にお前等子供の事を思うとねむれぬ事も度々です。是非一度お前等を見たいと思ひ暮らして居ました [中略] 出来ることならシャシンをお送り下さい [中略] 身体に気をつけて元気に過ごしてください。尚、兄弟仲良くお暮らし下さい。申し度いことは山ほどあります。又の便りで。²¹⁾

日比生善吉も鉱山夫として来た後、農園などで働き資本を貯め、ポヤという村で雑貨店を持った。そして、その土地のカナック部族の娘ジョセフィンと結婚し、5人の子どもを持った。善吉は家ではフランス語を話し、部族の言葉も話せたという。1937年、ジョセフィンは亡くなった。そのため善吉が抑留された後、子どもは事実上孤児になってしまったのである。子どもはカトリックの伝道本部に引き取られ、家財と資産は没収された。

善吉の家族のようにカナックの妻との間に生まれた子どもたちは、当時の原住民統治制度下でフランスの市民権を持たない原住民の取り扱いを受けた。彼らは、過酷な労働を強いられたのである²²⁾。1941年、13歳だった善吉の長男と10歳の次男は鉱山労働に送られ、妹たちは女中奉公に出された。善吉は自分の子どもが戦争中、このような人種差別や虐待を受けていたとは知らぬまま日本で生涯を閉じた。

7. 終わりに

オーストラリアにとって、日系人の強制収容はごく小さな出来事ではなかった。その体験は当事者の〈記憶〉のみに留まっている。そして、一世は語らぬまま亡くなっていった。戦後オーストラリアに復帰した日系人はあまりにも少なく全国に分散したために、アメリカやカナダに見られるような日系人社会の連携や団結は見られなかった。また、戦後新たに形成されていった日本人社会は新しい経済協力が全面に押し出された日豪関係の文脈の中で発展していった。彼らにとって戦前からの日系人は、あまりにも遠い存在であり、そのつながりは皆無に等しい。

1992年オーストラリアもニューカレドニアもそれぞれほぼ同時期に日本人移住100年祭を祝った。その100年祭をオーストラリアでは「日豪関係100年記念年」と呼んだ。経済・貿易関係を中心とした記念行事に元抑留者やその子孫の姿は見えなかった。彼らは、戦前と戦後をつなぐ唯一の日系人である。日豪双方にとって戦争は、「国家的記憶」として残っている。オーストラリア本土は戦時中日本軍によって爆撃され、日本軍に捕らわれた22,000人の捕虜の内、戦後生還した者は3分の1だけだった。彼らが骨と皮の状態でもオーストラリアに帰国した時に一般市民が受けた衝撃は、反日感情をより根強いものにした。必然的に、戦後しばらくはオーストラ

リアの日本人は色眼鏡で見られるようになった。そのため、オーストラリアに残った日系家族は戦後自分たちが日本の血を引いていることを隠すことで徐々に生活の再建を計ったのである。

オーストラリアとは対照的にニューカレドニアでは、移民100年祭は日系人が主体となって企画され、アミカル・ジャポネによる「埋もれた歴史」と題する日本人移民史がヌメア市立博物館で初めて公開された。この100年祭の行事は、日系二世・三世たちに自分たちの文化・民族のルーツに目覚めさせる契機を作った。そして、行事を通して特に戦争によって生き別れになった日系人家族がクローズアップされ、彼ら独自の歴史の掘り起こし調査が始まった。この先駆けを作ったのが、元日本名誉総領事のアンドレ・中川である。アンドレは父親を探しあて、1963年に父親末彦を迎えに日本へ渡った。しかし、当時既に83歳だった父親は日本に残ることを告げ、アンドレはそのまま帰国し、父親は郷里熊本の姪の家で生涯を閉じた。

現在ニューカレドニアの日系三世・四世は、5,000人とも8,000人とも言われている。彼らの多くが自分たちの家族のルーツを求め始めている。当事者の二世たちは戦争の記憶を語り始めている。それによって埋もれつつあった個々の<記憶>が<集合的記憶>へと発展しつつある。それを促したのは、ニューカレドニア市民としてのアイデンティティを持つ三世たちである。現日本名誉領事のマリー＝ジョゼ・ミッシェルは、「ニューカレドニアでは、自国の歴史を学ぶ機会をやっと持てるようになった。若い人にこそ、自国の歴史の一部として日系移民史のことをきちんと知ってもらいたい」と言っている。また、ニッポカナック（日本人とカナックの混血）三世の歴史小説家ダニー・ダルメラックは、ニューカレドニアの日本人と原住民カナックとの混血の子どもたちに起きた戦争被害に言及し、小説という手段を使って当事者の記憶を文字化している。

そして、これら一連のニューカレドニア日系社会の戦争体験の掘り起こしを更に推し進めたのが2006年にチバウ文化センターでスタートした写真家津田陸美（成安造形大学准教授）による「FEU NOS PERES」という巡回展覧会である。このプロジェクトには、上記のミッシェルら日系二世・三世も参加し、研究者²³⁾たちも加わったコラボレーション企画である。この巡回展覧会は、2007年11月の沖縄展で幕を閉じる。

注

- 1) オーストラリア領ニューギニアの日本人移民の歴史に関しては、紙面の関係上省く。
- 2) クイーンズランドを中心に最高時219人いたが、1901年以降減った。
- 3) 英国からの完全な独立ではなく、あくまでも英国の女王とその代理である総督の名のもとに統治された。
- 4) 真珠貝採取業は当時のオーストラリアの重要な輸出産業で、日本人契約労働者の活躍なしでは、産業維持が不可能だった。そのためこの特別措置がとられた。
- 5) 入江寅治『邦人海外発展史』や今野敏彦・藤崎康夫の『移民史II』の定本以外、ニューカレドニアの日本人移民についての先行研究は、非常に限られている。小林忠雄『ニュー・カレドニア島の日本人—契約移民の歴史』（1977年）が戦前の契約移民の日本人社会を記述したものとして定本と言えるであろう。著者の故小林氏は、1939年一年間ヌメアに在住した経験があり、実際の観察と日本の外交資料を参考にしながら、当時の日本人社会、特に契約移民の全容を明らかにした。そして、その仏訳が1992年ヌメア在住のローレ赤座圭子氏によって出された。2002年には、ニューカレドニア大学のPhilippe

Palombo（フィリップ・パロンボ）氏が“Le Présence Japonaise en Nouvelle-Caledonie” [ニューカレドニアの日本人]という博士論文を発表した。パロンボ氏は、小林氏の先行研究にフランス側の公文書を加え、日本人・日系人コミュニティの歴史に更なる記述を加え、特に太平洋戦争の抑留による物的被害に言及している。

- 6) Palombo, “Le Présence Japonaise en Nouvelle-Caledonie.”
- 7) Palombo, “Le Présence Japonaise en Nouvelle-Caledonie.”
- 8) これとは対照的にオーストラリアは日本の国土の23倍もあり、日本人は全人口（1941年時点7,100,000人）のわずか0.0002%以下であった。
- 9) 間違えて拘束された中国人はすぐ釈放された。
- 10) オーストラリア国籍法は戦後1948年に初めて成立した。
- 11) この中には、入院中で退院の見込みのない老人、特別恩赦を受けた一世の高齢の女性、混血の2世の女性でオーストラリア人と結婚し、オーストラリア社会に溶け込んでいると思われる女性、混血2世の女性で国家の治安を脅かさないと思われた者などが含まれる。
- 12) 内訳はオーストラリア国内で抑留された者が1,140人、蘭領インド諸島から1,949人（含台湾籍500人余）、仏領ニューカレドニア1,124人、ニューージーランド50人、ニューヘブリデス34人、ソロモン島3人である。また、これらの抑留者の中には、日本名を名乗っていたため数はつかめないが、朝鮮籍の抑留者も含まれていた。
- 13) ヘイ収容所では、元民間人扱いだった抑留者ばかりでなく、ニューギニアなどで捕らえられた日本兵戦争捕虜が収容されていたため収容所管理当局が彼らの反動を警戒し、玉音放送は流さなかった。
- 14) 永田由利子『オーストラリア日系人強制収容の記録：知られざる太平洋戦争』（高文研, 2002）, p. 180.
- 15) Yuriko Nagata, *Unwanted Aliens: Japanese Internment in Australia* (St. Lucia, Qld.: University of Queensland Press, 1996), p. 196.
- 16) 永田, p.182.
- 17) しかし、ニューギニアの日本人抑留者の何家族には離散が起こった。
- 18) 聞き取り 故甲斐マリ, 横浜, 1987年。
- 19) 今までの調査では、10人程度が再入国したことが分かっているが、正確な数字はまだ把握できていない。
- 20) 日系二世のアンドレ中川氏を中心に1979年に結成された。
- 21) 津田睦美『FEU NOS PERES：ニューカレドニアの日系人』展覧会カタログ（2006年）, p. 80.
- 22) カナックとの混血の子どもだけでなく、インドネシアやベトナムとの混血も同じように取り扱われた。
- 23) プロジェクトに参加した研究者はフィリップ・パロンボ、朽木量、ダニー・ダルメラック氏（日系三世）および永田由利子である。

参考文献

- 石川友紀「フランス領ニューカレドニアにおける日本人移民：沖縄県出身移民の歴史と実態」『移民研究』（琉球大学移民研究センター）第3号（2007年）。
- 入江寅次『邦人海外発展史』上巻（明治百年史叢書 第303巻）（原書房, 1981年, 原著：1942年）。
- 内海愛子「加害と被害」歴史学研究会編『戦争と民衆：第二次世界大戦』（講座世界史 8）（東京大学出版会, 1996年）。
- 朽木量『墓標の民族学・考古学』慶応義塾大学出版会, 2004年。
- 小林忠雄『ニュー・カレドニア島の日本人：契約移民の歴史』カルチャー出版社, 1977年。
- 今野敏彦・藤崎康夫編著『移民史』第2巻『アジア・オセアニア編』（新泉社, 1985年）。

- 鈴木謙二『日本人出稼ぎ移民』（平凡社選書145）平凡社, 1992年。
- 津田睦美『FEU NOS PERES：ニューカレドニアの日系人』『FEU NOS PERES ニューカレドニアの日系人』展企画実行委員会, 2006年。
- Nagata, Yuriko. *Unwanted Aliens: Japanese Internment in Australia*. St. Lucia, Qld.: University of Queensland Press, 1996.
- 永田由利子『オーストラリア日系人強制収容の記録：知られざる太平洋戦争』高文研, 2002年。
- Palombo, Philippe. “Le Présence Japonaise en Nouvelle-Caledonie (1890-1960).” Ph.D. Dissertation, Université de la Nouvelle-Caledonie, 2001.
- 三木健「空白の沖縄移民史」『琉球新報』2006年9月5日。
- 森田美奈子「忘れられた移民：ニューカレドニアの100年②」『沖縄タイムス』1992年2月20日。
- モリヤマ, アラン・T『日米移民史学：日本・ハワイ・アメリカ』（アラン・T・モリヤマ, 金子幸子訳）PMC出版, 1988年。

聞き取り

- アンドレ・中川 スメア, 2006年8月
- ソーフィー・中村, スメア, 2006年8月
- ダニー・ダルメラック, スメア, 2006年8月
- ヨランダ・タカムネ, スメア, 2006年8月
- マリ＝ジョゼ・ミッシェル スメア, 2006年8月
- ローズマリー・タケ, スメア, 2006年8月